

神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年 3月23日

神河町長 山 名 宗 悟

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 赤田地区（赤田） 当初（平成29年3月）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年12月18日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	0経営体
	個人	0経営体
	集落営農	1組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手がない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・対象地域の農地所有者は、農地中間管理機構を介さず、原則として集落営農組織と農作業受委託契約を結ぶ。

6. 地域農業の将来のあり方

【農地の利用】

この地域については、水稲作がもっとも適している生産しやすく、農地を守っていく上でも、水稲作を推奨する。また、平成30年産からの行政からの生産数量目標の配分がなくなり、生産者、集荷業者等の需要に応じた生産に切り替わることを視野に入れながら、高付加価値（赤田米：仮称）を持った米の生産・販売等について検討していく。

【担い手について】

現在は、各個人での経営が行われていて、高齢化及び後継者不足により、農地の不作付け地（耕作放棄地等）の増加が懸念されている中、赤田区及び周辺地区と連携していきながら、担い手の確保、育成していかなくてはならない。その方法の一つとして、地域全体で農地を守るため、営農組合（農業機械の共同利用組合等）の立上げについて話し合いを行う。また、農業経営に意欲のある都市部からの移住の希望等がある場合、農地の貸付等に協力をする。

【農地の管理】）

中山間地域では、畦畔管理が一番の課題であるので、地域で、畦畔管理作業の省力化について検討する。また、農地の出し手の方は、できるだけ草刈、水管理等協力する。